

○● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（7月26日第781号）

1. 花火による子どものやけどに注意しましょう

－3歳以下の子どもの事故が多く発生、着衣に着火した事例も－

～国民生活センターからのお知らせ～

2. 子どもの水の事故を防ごう！ 予防策を再確認して行動を！

～消費者庁からのお知らせ～

3. 携帯用扇風機の扱いにはご留意を！

～消費者庁からのお知らせ～

4. NTTファイナンスを名乗る架空料金請求詐欺にご用心！

～警察庁・京都府警察からのお知らせ～

1. 花火による子どものやけどに注意しましょう

－3歳以下の子どもの事故が多く発生、着衣に着火した事例も－

～国民生活センターからのお知らせ～

<事例1>

花火がサンダルの上に落ち、右足の指と足の裏にやけどをしてしまった。（当事者：2歳）

<事例2>

花火を振り回した直後に、風で火花がスカートに飛んで着火し、燃え上がった。

保護者がはたいても火が消えず、服を脱がせたが、右太ももにやけどを負った。（当事者：6歳）

<事例3>

手持ち花火が終わって、下に落ちていたものを触ってしまい、右手の指にやけどを負った。

（当事者：1歳）

<消費者へのアドバイス>

- ・花火による子どものやけどは、特に1歳から3歳で多くなっています。

花火で遊ばせる際は必ず大人が付き添い、3歳以下の子どもに花火を持たせることは避け、距離を置いて見せるなどして楽しむようにしましょう。

- ・肌の露出が多い服や履物の場合、火花等でやけどの危険性が高まります。裾が広がった服やスカートに着火する事故も起きています。服装にも注意しましょう。また、万が一着衣に着火した場合の対処法も覚えておきましょう。
- ・花火の風下には立たせないようにし、風が強い場合は花火遊びはやめさせましょう。
- ・花火で遊ばせる際には、消火用の水を用意するなど準備をしましょう。
- ・製品に記載されている注意事項を必ず守って使用しましょう

<詳細>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230614_1.html

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support210.html

2. 子どもの水の事故を防ごう！ 予防策を再確認して行動を！ ～消費者庁からのお知らせ～

<溺水防止の考え方>

- ・子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫を
- ・子どもが水に接する場合は、大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りを
- ・水に関する危険と対処法を学習し、事前の準備を

子どもは声や音を出さず静かに溺れることもあります。少しの時間、少しの水量と油断せず、子どもの見守りと合わせて溺水事故が起こらない環境づくりを行いましょ！

○家庭での子どもの水の事故を防止するためのポイント

子どもの見守り

- ・大人が洗髪する際には、子どもを浴槽から出しましょう。浮き輪の使用中でも事故が発生しています。
- ・子どもは大人の後に浴室に入れ、先に浴室から出しましょう。
- ・子どもだけで入浴させないようにしましょう。

浴室等の水回りの環境づくり

- ・子どもが小さいうちは、入浴後は浴槽の水を抜くことを習慣にしましょう。
- ・子どもだけで浴室に入れないう、ベビーゲートなどを設置しましょう。
- ・使用後の洗濯機、洗面器、バケツに水をためたままにしないようにしましょう。
また、洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにしましょう。

○海・川・プール等での水の事故を防止するためのポイント

<海>

1. ライフセーバーや監視員等がいるなど適切に安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぎましょう。必要に応じて、ライフジャケットを使用しましょう。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がないでください。
2. 海の様子は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめてから入りましょう。大人はKeep Watchを心がけ、子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。
3. 離岸流に注意!発生しやすい場所や対処などを知っておきましょう。
離岸流(リップカレント)とは、沖に向かって発生する強い流れのことです。海水浴場における溺水事故の自然要因の多くが離岸流によるものです。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流が発生しやすい場所には入水しないでください。
4. 堤防などで釣りをする際にも、海への転落の危険があります。滑りにくく、かかとのある履物を履いていきましょう。ライフジャケットを正しく着用し、堤防の縁からのぞき込まないようにしましょう。立入禁止区域には絶対に入らないでください。

<川>

1. 川の流れは一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。必ず滑りにくく脱げにくいのかかとのある履物を履き、ライフジャケットを着用して近づきましょう。

2. 今いる場所は晴れていても、上流などで雨が降ると、一気に水位が上昇し危険になることがあります。風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。ダムのある川では、事前に放流情報を確認し、サイレンが鳴ったらすぐに離れましょう。

<ため池>

釣りなどの目的でため池の敷地に入り、誤ってため池に転落して死亡する事故が発生しています。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らないでください。

<プール>

1. 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながります。安全な入り方を知っておきましょう。禁止事項などが定められていたら必ず守りましょう。吸い込まれると危険なので、排水口には近づかないようにしましょう。
2. 遊具や台などの下にもぐってはいけません。特に水上設置遊具を利用する際は、係員の指示に従い、適切な遊び方・注意事項・禁止事項を守りましょう。
3. 体調が優れない場合は遊ぶのはやめましょう。小さな子どもは、保護者や監督者が子どもの体調を確認しましょう。

<詳細>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062



3. 携帯用扇風機の扱いにはご留意を！ ～消費者庁からのお知らせ～

<事例>

- ・「満員電車でハンディファンを使っている人の近くにいたところ、髪の毛が吸い込まれる形で引っ張られた。」
- ・「携帯用扇風機を使用中、床に落とした。回り続けていたので、引き続き使っていたところ、数分後に煙が出て焦げ臭くなり、破裂音がした。」
- ・「パソコンの USB ケーブルに接続し、充電しながら机の上で使用していた携帯用扇風機から焦げ臭いにおいがしたため、電源を切った。」
- ・「1歳のこどもにスイッチの入った状態のハンディファンを渡したところ、こどもがそのハンディファンをなめて唇を切ってしまった。」

上記の事例は、一歩間違えると大きなけがや火災につながる可能性があります。携帯用扇風機を使用する際は、以下の点に留意が必要です。

○周囲への気配りを忘れないようにしましょう。

特に人が集まる場所での使用は、周囲への配慮が必要です。例えば、後ろを確認せずに携帯用扇風機の風を首の後ろに当たるといったように、周囲を確認せず携帯用扇風機を振り回すと、気付かぬうち

に、周囲の人の髪やひも等の付いた衣服等を巻き込む可能性があるため危険です。必ず周囲を確認してから使用しましょう。

○衝撃を与えないようにしましょう。

リチウムイオンバッテリーが搭載された携帯用扇風機の場合、外部からの衝撃によってリチウムイオンバッテリーが凹むなどすると、内部ショートが生じ、発煙や発火につながるおそれがあります。使用時だけでなく、持ち運ぶ際にも、衝撃が加わらないように注意しましょう。もし、強い衝撃を与えてしまった場合は、使用を中止して製造・輸入・販売事業者の修理窓口にご相談しましょう。

○充電しながら使用可能かを確認しましょう。

充電しながら使用することにより充電池が劣化し、発熱・破損のおそれがあるとする携帯用扇風機もあります。充電中に使用が可能な製品かどうかを取扱説明書などで確認しましょう。

○他の人に渡すときは、スイッチを切ってから手渡しましょう。

羽根が回っている状態で手渡すと、場合によっては羽根ガードの中に指などが入り、けがをする可能性があります。特に皮膚が柔らかい未就学児の場合、羽根に巻き込まれると大きなけがにつながる可能性があるため、手渡す際にはファンの動きが止まったことを確認し、持たせる場合は、巻き込み防止ネットの活用を検討しましょう。また、思わぬ窒息を防ぐため、ネックストラップを外すことも検討しましょう。

○なお、インターネットで購入した携帯用扇風機での事故も発生しています。製品の購入時は、製造・輸入・販売事業者と連絡が取れることを一つの基準としてください。また、使用前は、自身の所有する製品にリコール情報がないかを消費者庁「リコール情報サイト」などで確認しましょう。

<詳細>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240624/

事故情報データバンク:消費者庁が(独)国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月運用開始)。

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

独立行政法人製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2023fy/prs23062701.html>

リコール情報サイト

<https://www.recall.caa.go.jp/>

4. NTT ファイナンスを名乗る架空料金請求詐欺にご用心！

～警察庁・京都府警察からのお知らせ～

架空料金請求詐欺とは未払いの料金がある等架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る(脅し取る)行為をいいます。詐欺の手口は巧妙です。だまされないように気を付けましょう。

○発信 国際電話からの着信が急増

<ひとことアドバイス>

NTT ファイナンスでは国際電話により未納料金等の支払いを案内することはありません。

+18 等から始まる着信にご注意ください。

○コンタクト手段

自動音声による「NTT ファイナンスです。重要なお知らせがございます。1 番を押してください」等

<ひとことアドバイス>

NTT ファイナンスでは自動音声ガイダンスを用いて、未納である旨や法的措置に移行する旨の通知は行っていません。

NTT ファイナンスを名乗る音声ガイダンスについては速やかに電話をお切りください。

○支払方法 電子マネーによる支払要求

<ひとことアドバイス>

NTT ファイナンスでは電子マネー（プリペイドカード）による未納料金等の支払いを案内することはありません。コンビニエンスストア等での購入を誘導されても従わないでください。

<詳細>

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/639393>

京都府警察 お問い合わせ先

京都府警察本部生活安全企画課分析・情報発信係 電話：075-451-9111

業務時間 9:00～17:45（土日祝を除く）

このほかにも不審な SMS（ショートメールサービス）や NTT ファイナンスを名乗る訪問者等にも引き続きご注意ください。

詳しくは NTT ファイナンス HP をご覧ください。

<https://www.ntt-finance.co.jp/lp/scam/>

NTT ファイナンスお客様相談センター

電話：0800-333-6661

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====